

国における介護保険制度及び子ども・子育て支援新制度にかかる平成  
27年度予算の充実・強化を求める意見書

介護保険制度については、これまで保険給付として要支援1と2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、平成29年4月までに市町村事業へ移行される。

この見直しについては、多くの関係者及び関係団体から、地域資源や財政基盤による「地域間格差の拡大」や必要なサービスが提供されないことによる「要支援者の介護の重度化」及び「介護労働者の処遇低下」などに関する不安が指摘されてきたところである。

このため、法案の採決にあたり、参議院厚生労働委員会において「利用者のサービス選択の意思の尊重や地域間においてサービスの質や内容等に格差が生じないための財源の確保」などの附帯決議がなされており、厚生労働大臣も「その趣旨を十分に尊重し、努力する」との答弁も行っているところである。

また、平成27年4月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度についても、必要な予算が確保されていないことから、保育の質の改善策として実施が予定されている保育士の配置基準の見直しや処遇改善及び放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容となっている。

よって、国においては、平成27年度の介護保険制度及び子ども・子育て支援新制度にかかる予算編成にあたり、次の事項を講ずるよう求める。

記

- 1 介護保険制度改正によって保険給付から市町村事業に移行される訪問介護と通所介護については、地域間格差の拡大や提供するサービスの低下を招かないため、必要な予算を確保すること。
- 2 子ども・子育て支援新制度の本格実施に必要とされる約1兆円の財源を確実に確保すること。
- 3 介護労働者及び保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるため、必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年10月17日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 あて